

第 29 期

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

I. 法人の全体的な事項

当法人は、中小企業に働く勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与するため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として平成4年に財団法人として設立され、平成20年12月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日からは公益財団法人へと移行した。

前期に引き続き、中小企業勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるように各種事業の充実に努め、未加入事業所への訪問勧誘や広報活動を実施し会員の拡大にも努めた。

また、令和3年度の財団設立30周年における記念事業の実施に向け、より多くの会員に参加してもらえるよう特定費用準備資金として積立を行った。

なお、令和元年度末の加入状況は、327事業所、会員数3,255人であり、前年度末との比較では、事業所数は2事業所の減、会員数は85人の増となっている。

勤労市民センターについては、平成28年度から3期目の指定管理を受託し、4年目の管理運營業務を行い、施設改善にも努めた。

II. 事業概要

当法人の事業は大きくは次の3つの事業を実施した。

1. 福利厚生事業

中小企業の勤労者とその家族の生活安定及び生きがいのある豊かで充実した生活に資するため、慶弔共済事業及び生涯学習通信講座や宿泊施設、健康診断費用の一部助成、趣味、レジャー施設、スポーツ施設、ショッピング等の割引利用などの福利厚生事業（生活安定事業、健康維持増進事業、自己啓発・余暇活動事業、情報提供事業、共済給付事業）を実施した。

2. 特定退職金共済事業

単独では退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、企業における雇用の安定、従業員の勤労意欲の向上及び退職後の生活基盤の安定など福祉の向上を図るため、所得税法施行令第73条の適用を受ける団体として特定退職金

共済事業を実施した。

本事業は、アクサ生命保険株式会社及び太陽生命保険株式会社と企業年金保険契約を締結し、積立金の管理、運用を委託している。

3. 勤労市民センター管理運営事業

船橋市の指定管理者として、「公平かつ適正な管理運営」の基本方針の下、勤労市民センターの会議室、ホール等について、公平な運営と利用者の平等な利用の確保等に重点をおきながら、適正かつ効率的な運営に努めるとともに、施設の設置目的である「勤労者や市民等の健康づくりや文化及び教養等の向上に資する」ため、健康づくりをはじめ文化活動の支援・拡充に努めた。

また、1階、2階のロビーでWi-Fiの提供を開始するとともに、トレーニングルーム更衣室内で、ドライヤーが使えるようコンセントの増設とドライヤー設置を行うとともに、レクリエーションルーム内に着替え用スペースを確保するためクロスパーテーションを整備するなど施設全体の利用環境の向上に努めた。

III. 実施事業の内容

1. 公益目的事業

事業概要の1. 福利厚生事業のうち、(公1)生活安定事業、(公2)健康維持増進事業、(公3)自己啓発・余暇活動事業、(公4)情報提供事業と、2. 特定退職金共済事業(公5)、そして3. 勤労市民センター管理運営事業のうち公益目的利用市民団体へ会議室等を貸与する(公6)勤労市民センター公益目的貸与事業を公益目的事業として実施した。

(公1) 生活安定事業

会員等の生活の安定を支援するため、各種事業を実施した。

(1)生活安定事業

① 物資割引購入事業

書店協同組合、飲食店、ホテル等と提携し会員証提示により割引価格で購入等ができるよう事業を行った。

また、船橋市のグッズや季節の果物、クリスマスケーキ等の良質な商品を一般価格より廉価で購入できるよう、斡旋を行った。

② 融資斡旋等事業

中央労働金庫船橋支店と提携し、生活資金の融資を行った。

また、融資を受けている者に対し、経済的負担の軽減を図るため利子補給を行った。

ア 生活資金融資

教育、罹災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資斡旋事業を実施した。

イ 育児休業期間及び家族介護休業期間生活資金融資

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業勤労者に対し、生活資金の低利な融資斡旋事業を実施した。

ウ 融資を受けている者に対する利子補給

「生活資金融資」を受けている方に1%の利子補給を行った。

③ 老後生活安定事業

老後生活に必要な知識や情報の提供をするため、社会保険労務士による相談を行った。

④ 財産形成事業

会員等のライフサイクルに対応した財産形成計画について、社会保険労務士による相談を行った。

(2)労働時間短縮促進事業

千葉県社会保険労務士会船橋支部と提携し、労働時間短縮等の相談活動や啓発活動を行った。

① 労働相談の実施

会員事業所を対象として改善計画の作成等、社会保険労務士による相談を行った。

相談者数 60人

② 労働法関係セミナーの開催

社会保険労務士による労働法に関する講座を開催した。

◆実施日 令和元年11月9日(土)

講座内容 「年金財政、老後資金2000万円不足とはいかに」

参加人数 35人

◆実施日 令和2年2月22日(土)

講座内容 「そろそろ考え時？あなたのセカンドライフいろは」

参加人数 15人

(公2)健康維持増進事業

会員の健康及び活力の維持増進を図るため、スポーツ施設等の割引斡旋、利用助成や健康啓発事業等を実施した。

(1)スポーツ施設等の割引斡旋・利用助成事業

スポーツ施設・入浴施設を対象に助成を行い、676人の利用があった。

(2)レクリエーション・健康事業

ボウリング大会を実施し35人の参加があった。

(3)健康診断等助成事業

① 人間ドック助成

生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的として利用した35歳以上の会

員に費用の一部を助成した。助成人数 199人

② 生活習慣病予防健診助成

35歳以上の会員に政府管掌健康保険を利用した健診を実施した事業所に費用の一部を助成した。助成人数 26事業所149人

うち、付加健診を行った費用の一部を会員に助成した。助成人数 50人

③ 定期健康診断助成

労働安全衛生法による定期健康診断を実施した事業所に対し費用の一部を助成した。助成人数 34事業所 901人

④ インフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防のため、ワクチンを接種した会員に費用の一部を助成した。助成人数 364人

⑤ ストレスチェック実施助成

労働安全衛生法に基づく、ストレスチェックを実施した事業所に対し、費用の一部を助成した。助成人数 9事業所 812人

(4)情報・資料の提供

会員及び家族が健康で明るい家庭生活を送れるよう、健康維持増進に関する「健康カレンダー」を配付した。

配付時期 令和元年11月

配付部数 3,500部

(公3) 自己啓発・余暇活動事業

文化・教養活動を支援するため、各種事業を実施した。

(1)生涯学習等助成事業

自己啓発のための各種講座等の受講費用の一部助成事業を実施した。

(2)割引提携事業

レジャー施設やホテル等と提携し、会員証提示による料金割引事業を実施した。また、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターと提携し、会員証等の提示や割引利用券による全国のレジャー施設等の料金割引事業を実施した。

(3)施設利用助成事業

ホテルのレストラン、東京ディズニーリゾート、プール、宿泊施設等の利用助成を行い、3,244人の利用があった。

(4)入場券斡旋事業

船橋市をホームタウンとしている千葉ジェッツふなばしの試合入場券他、船橋市と相互連携・支援協力協定を結んだクボタスピアーズ、そして千葉ロッテマリーンズの試合入場券をはじめ、映画館、動物園、演劇や各種イベント、美術館・博物館などの入場チケットを安く斡旋し、8,000人の利用があった。

(5)余暇活動事業

家族や友人、会員同士の充実した時間を確保するため、会員の集い、映画会、花火大会観覧等の事業を実施し、480人の参加があった。

(公4) 情報提供事業

FCSニュース（会報）やガイドブックの発行及びホームページを通して会員に事業内容の周知・紹介と事業への参加を呼び掛けるなど情報提供を行った。

また、公益財団法人への移行を機に個人でもFCSに加入できるようになったことから、多くの方にFCSを広報するため、市内の公共施設（出張所・図書館・公民館・保健センターなどの施設）にFCSニュースを配布・配架し、会員加入の促進を図った。

(1) 情報誌発行事業

FCSニュースの発行（6回） 24,000部

(2) ホームページ及びLINE@運営事業

ホームページによりFCSの情報を発信するとともに、チケット等の申込み受付を行った。また、令和元年5月からLINE@による情報提供を新たに開始し、より手軽に申込みができ、チケット等の入荷状況も容易に確認できるようにした。

(3)会員の加入促進

- ① 会員勧誘の事業所訪問、説明会及びパンフレットの送付
- ② 「船橋法人会会報」に広告を掲載
- ③ ふなばしポケットガイドに広告掲載
- ④ 船橋歯科医師会会員名簿広告掲載
- ⑤ 封筒（市役所発行証明用）の広告掲載
- ⑥ うちわ（市民祭り配布用広告印刷入り）
- ⑦ 評議員等による会員拡大の促進

(公5) 特定退職金共済事業

所得税法施行令第73条に基づく「特定退職金共済団体」として退職金共済事業を実施した。

(1)加入状況

加 入 状 況	
事業所数	91所
被共済者数	1,010人
加入口数	6,500口

(2)給付状況

退職金支給額	48,885,290円
退職金支給者数	139人
1人あたり平均支給額	351,693円

(公6) 勤労市民センター公益目的貸与事業

勤労者や市民等の知識や技能の向上、健康づくりや文化・活動に触れる機会を提供する等の目的で施設を貸与した。

また、指定管理者として利用者へのサービス向上を心掛けるとともに、各種サークル等の協力を得て体験・発表会や市民の関心の高いマナー講座や世界遺産講座などの自主事業を実施するなど、適切な管理運営と利用率の向上に努めた。

<施設利用状況> 開館日数 280日 (※)

利用状況	午 前		午 後		夜 間		総合計
	利用件数	利 用 率 (%)	利用件数	利 用 率 (%)	利用件数	利 用 率 (%)	年 間 利 用 率 (%)
特別会議室	157	56.1	204	72.9	114	40.7	56.5
小会議室	241	86.1	260	92.9	221	78.9	86.0
第一講習室	211	75.4	237	84.6	130	46.4	68.8
第二講習室	218	77.9	236	84.3	166	59.3	73.8
第一和室	182	65.0	143	51.1	81	28.9	48.3
第二和室	208	74.3	184	65.7	131	46.8	62.3
茶室	63	22.5	79	28.2	50	17.9	22.9
特別室	243	86.8	243	86.8	199	71.1	81.5
第一会議室	216	77.1	240	85.7	150	53.6	72.1
第二会議室	237	84.6	254	90.7	185	66.1	80.5
第三会議室	221	78.9	240	85.7	164	58.6	74.4
第四会議室	222	79.3	238	85.0	145	51.8	72.0
レクルーム	213	76.1	176	62.9	114	40.7	59.9
第一音楽室	201	71.8	200	71.4	125	44.6	62.6
第二音楽室	247	88.2	236	84.3	170	60.7	77.7
展示室	203	72.5	154	55.0	93	33.2	53.6
ホール	177	63.2	203	72.5	122	43.6	59.8
合計・平均	3,460	72.7	3,527	74.1	2,360	49.6	65.5

トレーニングルーム利用人数	36,178人	1日平均利用人数	129.2人
---------------	---------	----------	--------

(※) 令和2年2月29日～令和2年3月31日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休館した日数を除く。

<貸与別利用状況>

利用状況	公 益 貸 与				公 益 外 貸 与			
	団体数	割 合	人 数	割 合	団体数	割 合	人 数	割 合
会議室	2,860	30.6	48,540	18.1	5,535	59.2	109,167	40.7
展示室	232	2.5	3,967	1.5	218	2.3	6,135	2.3
ホール	44	0.5	9,391	3.5	458	4.9	91,086	33.9
合 計	3,136	33.6	61,898	23.1	6,211	66.4	206,388	76.9

自主事業（日数・延べ参加者数）

(1)講座

- ・手話講座（8日間・156人）
- ・将棋入門講座（3日間・20人）
- ・マナー講座（2日間・31人）
- ・世界遺産講座（4日間・93人）
- ・体験・発表会（1日間・227人）
- ・中国語講座（4日間・81人）

(2)健康づくり体操

- ・気功&3Q体操（8日間・194人）
- ・パワーヨガ（8日間・271人）
- ・バレトン（4日間・89人）
- ・リフレッシュヨガ（12日間・のべ264人）
- ・ボディシェイプエアロ（12日間・のべ271人）

(3)コンサート

- ・サクソフォンコンサート（1日・73人）
- ・JAZZコンサート（1日・303人）

(4)卓球開放

2. 収益事業

(収1) 売店等貸与事業

事業概要の3. 勤労市民センター管理運営事業のうち、勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的として、施設を飲食系専門業者に貸与した。

また、飲料の自動販売機（6台）、利用者用コピー機（1台）を設置した。

なお、自動販売機については、6台すべてを災害時に自販機内の飲料を無償提供することのできるベンダー機として設置し、利用者が安心して施設を使用できる環境を提供した。

収 益 別		
喫 茶 室	自動販売機	利用者用コピー機
936,304円	2,060,504円	217,030円

3. その他の事業

事業概要の1. 福利厚生事業のうち(他1) 共済給付事業、3. 勤労市民センター管理運営事業のうち、(他2) 公益目的外貸与事業を、その他の事業として実施した。

(他1) 共済給付事業

会員及び家族を対象とし、慶弔を中心に共済給付事業を実施した。

給付事由	件数	給付内容
弔慰金	62	会員、配偶者、親等の死亡弔慰金
見舞金	25	傷病見舞金(休業)等
祝金	302	結婚、出産、入学(小・中)、成人、永年勤続等
合計	389	

(他2) 勤労市民センター公益目的外貸与事業

勤労市民センターの施設を公益目的以外の目的(共益目的を含む。)で使用する市内外の団体及び民間企業等に貸与した。

<附属明細書の作成について>

令和元年度事業報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。